

# 令和6年度（令和5年度からの繰越分）岡山県看護補助者処遇改善事業 補助金交付要綱

## （趣旨）

第1条 令和6年度（令和5年度からの繰越分）岡山県看護補助者処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「看護補助者処遇改善事業実施要綱」（令和6年1月11日付け、医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱」（令和6年3月29日付け、厚生労働省発医政0329第45号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国交付要綱」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## （目的）

第2条 この補助金は、看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

## （交付の対象）

第3条 この補助金の交付の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）であって、令和6年2月1日時点において、国実施要綱の別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあっては（1）、（2）及び（3）について、役員を含む。）は、補助金の交付申請ができないものとする。

- （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （4）岡山県税を滞納している者

## （交付額の算定方法）

第4条 基準額及び対象経費は、別表のとおりとし、次により算出された額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を交付額とする。

- （1）別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の申請は、交付申請書(様式第1号)に、その他必要な書類を添えて、別に指定する日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付申請があった場合は、当該申請書を審査し、適当であると認めるときは、本補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

3 補助金の実績報告は、規則第13条第2項の規定に基づき、要さないものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 関係書類については、次のとおり取り扱わなければならない。

ア 対象医療機関が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした国交付要綱第3号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管する。

イ 対象医療機関が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管する。

(6) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

(7) 対象医療機関は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第2号)により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、対象医療機関が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### （補助金の請求）

第7条 対象医療機関は、補助金を請求するときは、補助金請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、対象医療機関から適正な請求書を受領したときは、その日から30日以内に補助金を支払うものとする。

#### （現地調査等）

第8条 知事は、必要に応じて、対象経費に係る看護補助者の勤務状況、業務内容、その他関係書類等について対象医療機関に報告を求め、又は現地調査などを行うことができるものとする。

#### （決定の取消及び補助金の返還）

第9条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、対象医療機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 賃金改善について、国実施要綱に規定する要件を満たしていない場合
- (2) この要綱の規定又は第6条に定める交付の条件に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

#### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 別表

1 基準額	2 対象経費
対象医療機関の看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として国実施要綱に基づき算出された額	実際に対象医療機関の看護補助者の賃金改善等に充てられた経費として国実施要綱に基づき算出された経費